

# 令和4年度 盛岡市スポーツ合宿費補助金 申請要項

## 1 趣旨

盛岡市におけるスポーツ合宿の実施を促進し、交流人口の増加及び市民のスポーツ技術の向上を図るため、スポーツ合宿費に対する補助を行い、スポーツによる地域の活性化を目指します。

## 2 補助の要件

市内で実施されるスポーツ合宿の費用に対して、補助を行います。次のアからエの要件を全て満たすスポーツ合宿が補助対象となります。

- ア スポーツの競技力向上を目的としたスポーツ合宿であること。
- イ 盛岡市内の公設スポーツ施設を利用して合宿を行うこと。
- ウ 盛岡市内の宿泊施設に5人以上宿泊して合宿を行うこと。
- エ 5人以上の団体（宗教活動・政治活動を目的としていない団体に限る）かつ小学生以上であること。

## 3 補助金額等

スポーツ合宿の実施に必要な経費のうち、次の補助区分に該当する経費について、補助を行います。なお、補助を受けるためには、合宿実施の14日前までに補助金交付申請書等の提出が必要です。

| 区分  | 補助金額等  |
|-----|--|
| 宿泊費 | 一人1泊あたり 2,000円 ※1（宿泊費が1泊 2,000円未満の場合、支払った宿泊費）<br>補助上限額は20万円です。 |
| 交通費 | スポーツ合宿で盛岡市内の移動費の 1/2 相当額（千円未満の端数切捨て）※2<br>補助上限額は2万円です。         |

※1)選手等のほか、チームスタッフ（監督・コーチ等）も対象となります。

保護者等が見学だけで参加する場合は、対象外となります。

※2)交通費は、市内の事業者に支払う交通費分のみが対象となります。

バスやレンタカー等を市外の業者から借りて使用する場合は対象外です。

## ■補助金申請の流れ

補助金の申請は、スポーツ合宿実施前の事前申請が必要です。

合宿終了後の申請は認められませんので、余裕を持ってお手続きください。



#### 4 スポーツ合宿（事業）実施前の申請（補助金申請の流れ ① ②）

スポーツ合宿費補助金を受けるためには、合宿実施の14日前までに次の書類の提出が必要となります。なお、補助金の予算がなくなり次第、令和4年度のスポーツ合宿費補助金は終了となりますので、事前に下記提出先までお問い合わせください。

##### (1) 提出書類

申込みには、次の書類等の提出が必要です。合宿実施14日前までに下記提出先まで提出をお願いします。(14日前必着) なお、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

|   |  |       |
|---|--|-------|
| 1 | 補助金交付申請書 ※原本の提出が必要になります。   | 様式第1号 |
| 2 | 事業計画書 ※電子メール可<br><br>計画書には、次の事項を必ず記載してください。<br><br>・利用団体名 ・スポーツ競技名 ・スポーツ合宿の目的<br>・利用スポーツ施設名 ・利用日時 ・参加人数<br>・利用宿泊施設名 ・宿泊日 ・宿泊人数 | 様式第2号 |
| 3 | 収支予算書 ※電子メール   | 様式第3号 |
| 4 | 合宿参加者名簿 ※電子メール<br><br>参加者名簿には、次の事項を必ず記載してください。<br><br>・役職 ・合宿参加者氏名 ・年齢   | 任意様式  |

※書類を書き誤った場合、修正液や修正テープによる修正はできません。修正する場合は書き直すか、二重線で見え消しの上、訂正印を押印してください。

##### (2) 提出方法：郵送又は電子メール

##### (3) 提出先：〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

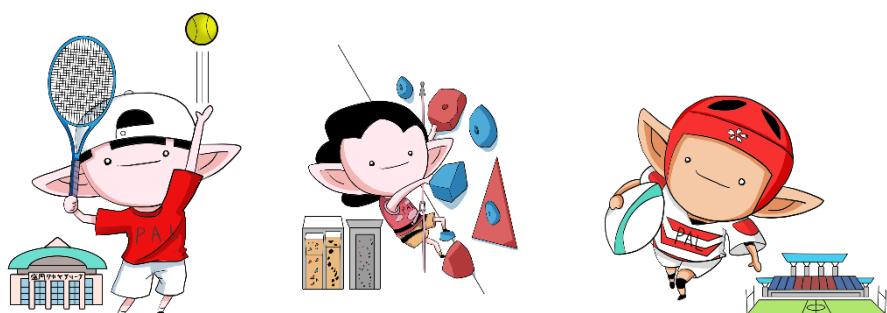
盛岡市交流推進部スポーツ推進課スポーツツーリズム推進室

電子メール：[sports-t@city.morioka.iwate.jp](mailto:sports-t@city.morioka.iwate.jp)

#### 5 交付決定（補助額の決定）について（補助金申請の流れ ③ ④）

補助額は、補助金交付申請者に「補助金交付決定通知書」により交付の決定を通知します。

交付決定では、「2 補助の要件」に該当したスポーツ合宿であるかを確認します。



## 6 スポーツ合宿（事業）の計画変更（補助金申請の流れ ⑥の前に）

合宿実施前に、スポーツ合宿の計画や合宿参加者、予算の変更等が生じた場合は、事前連絡の上、速やかに「補助事業変更承認申請書（様式第7号）」又は「補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）」を御提出ください。

## 7 スポーツ合宿（事業）の実施（補助金申請の流れ ⑥）

盛岡市内でのスポーツ合宿を実施してください。スポーツ施設の利用申請書の写しと市内の宿泊施設の宿泊領収書の写しは、後日提出が必要となりますので、ご留意ください。

## 8 スポーツ合宿（事業）の実績報告（補助金申請の流れ ⑦）

(1) 交付決定を受けた者は、スポーツ合宿（事業）の完了30日以内に、市に実績報告書等を提出してください。ただし、30日を経過する日が令和5年3月31日を超える場合は3月31日が提出期限となります。

(2) 本スポーツ合宿（補助事業）に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類は、合宿を実施した年度の終了後5年間の保存が必要になります。

### (3) 提出書類

提出書類は次の1から4のとおりです。なお、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

|   |  |        |
|---|--|--------|
| 1 | 補助事業完了報告書 ※原本の提出が必要になります。  | 様式第13号 |
| 2 | 事業実績書 ※電子メール可<br><br>事業実績書には、次の事項を必ず記載してください。<br><br>・利用団体名　・スポーツ競技名　・スポーツ合宿の目的<br>・利用スポーツ施設名　・利用日時　・参加人数<br>・利用宿泊施設名　・宿泊日　・宿泊人数<br>・スポーツ合宿開催状況の写真 | 様式第14号 |
| 3 | 収支決算書 ※電子メール可  | 様式第15号 |
| 4 | ※電子メール可<br><br>①参加者名簿<br>②スポーツ施設の利用申請書の写し<br>③領収書の写し（補助金を充当しようとするすべての支出について必要となります。宛名、支払年月日、支払金額、支払相手先が分かるものが必要です。）                                | 任意様式   |

(4) 提出方法及び提出先 提出方法及び提出先は、申請時と同じです。

## 8 補助金額の確定（補助金申請の流れ ⑨）

市は、実績報告書等に基づき、補助対象経費等について精査し、交付決定額の範囲内で補助金額を確定し、交付決定を受けた者あて通知します。

## 9 補助金の交付請求（補助金申請の流れ ⑩）

(1) 交付決定を受けた者は、補助金額確定通知書を受領後15日以内に、「補助金交付請求書（様式第17号）」を提出してください。その後、補助金を支払います。

※補助金交付請求書は原本の提出が必要になります。

(2) 申請内容に虚偽があった場合や補助要件に該当しないことが判明した場合、実績報告の結果によっては補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

## 10 申請書等の様式について

提出書類の様式は、盛岡市ホームページの次の場所からダウンロードすることができます。

<https://www.city.morioka.iwate.jp/kankou/sports/1039314.html>

盛岡市ホームページ・トップページ>観光・スポーツ・文化>スポーツ

### 問い合わせ先

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号（別館7階）

盛岡市交流推進部スポーツ推進課スポーツツーリズム推進室

電話番号：019-603-8009 ファクス番号：019-603-8015

電子メール：sports-t@city.morioka.iwate.jp

